

一般受付スケジュール 令和7年7月利用分から令和8年7月利用分まで

内容		令和7年 7月分	令和7年 8月分	令和7年 9月分	令和7年 10月分	令和7年 11月分	令和7年 12月分	令和8年 1月分	令和8年 2月分	令和8年 3月分	令和8年 4月分	令和8年 5月分	令和8年 6月分	令和8年 7月分
受付期間	グロービスホール (大ホール)	令和6年6月16 日(日)～ 利用日の7日前	令和6年7月16 日(火)～ 利用日の7日前	令和6年8月16 日(金)～ 利用日の7日前	令和6年9月16 日(月・祝)～ 利用日の7日前	令和6年10月16 日(水)～利用 日の7日前	令和6年11月16 日(土)～利用 日の7日前	令和6年12月16 日(月)～利用 日の7日前	令和7年1月16 日(木)～利用 日の7日前	令和7年2月16 日(日)～利用 日の7日前	令和7年3月16 日(日)～利用 日の7日前	令和7年4月16 日(水)～利用 日の7日前	令和7年5月16 日(金)～利用 日の7日前	令和7年6月16 日(月)～利用 日の7日前
	ユードムホール (中ホール)													
	小ホール													
	展示室(全面利用)													
	大会議室(全面利用)													
	展示室(分割利用)	令和6年12月16 日(月)～利用 日の7日前	令和7年1月16 日(木)～利用 日の7日前	令和7年2月16 日(日)～利用 日の7日前	令和7年3月16 日(日)～利用 日の7日前	令和7年4月16 日(水)～利用 日の7日前	令和7年5月16 日(金)～利用 日の7日前	令和7年6月16 日(月)～利用 日の7日前	令和7年7月16 日(水)～利用 日の7日前	令和7年8月16 日(土)～利用 日の7日前	令和7年9月16 日(火)～利用 日の7日前	令和7年10月16 日(木)～利用 日の7日前	令和7年11月16 日(日)～利用 日の7日前	令和7年12月16 日(火)～利用 日の7日前
	大会議室(分割利用)													
	やぐら広場													
	中会議室 301, 302, 303, 304	令和6年12月16 日(月)～利用 日の3日前	令和7年1月16 日(木)～利用 日の3日前	令和7年2月16 日(日)～利用 日の3日前	令和7年3月16 日(日)～利用 日の3日前	令和7年4月16 日(水)～利用 日の3日前	令和7年5月16 日(金)～利用 日の3日前	令和7年6月16 日(月)～利用 日の3日前	令和7年7月16 日(水)～利用 日の3日前	令和7年8月16 日(土)～利用 日の3日前	令和7年9月16 日(火)～利用 日の3日前	令和7年10月16 日(木)～利用 日の3日前	令和7年11月16 日(日)～利用 日の3日前	令和7年12月16 日(火)～利用 日の3日前
	小会議室 305, 306, 307, 308													
	特別会議室309, 310													
	スタジオ201, 202													
	調理室203													
	音楽室204, 205, 206													
工作室207														
和室1, 2, 板の間														
優良施設を利用せず 占有利用を希望する 区域	令和7年6月16 日(月)～利用 日の3日前	令和7年7月16 日(水)～利用 日の3日前	令和7年8月16 日(土)～利用 日の3日前	令和7年9月16 日(火)～利用 日の3日前	令和7年10月16 日(木)～利用 日の3日前	令和7年11月16 日(日)～利用 日の3日前	令和7年12月16 日(火)～利用 日の3日前	令和8年1月16 日(金)～利用 日の3日前	令和8年2月16 日(月)～利用 日の3日前	令和8年3月16 日(月)～利用 日の3日前	令和8年4月16 日(木)～利用 日の3日前	令和8年5月16 日(土)～利用 日の3日前	令和8年6月16 日(火)～利用 日の3日前	
利用許可申請書の提出	仮予約した後、原則7日以内 <sup>※1</sup>													
利用許可書の発行/請求書の 発送	利用許可申請書を受領した日から原則7日以内(休館日を除く。) <sup>※2</sup>													
請求書の支払い	請求書発行した日から原則7日以内 <sup>※3</sup>													

※1) 仮予約をした日が、利用日の14日前に満たない場合は、利用日の7日前に利用許可申請書を提出してください。

※2) 利用許可申請書の提出が利用日の14日前に満たない場合は、利用許可書及び請求書を速やかに発行します。

※3) 請求書の発行日が利用日の7日前に満たない場合は、利用日までにお支払いください

※4) 内見をご希望の方は別途、水戸市民会館運営事務局(TEL 029-303-6226)へご相談ください。